

(写)

龍ヶ崎市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第2号

龍ヶ崎市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、龍ヶ崎市多世代交流センター（以下「多世代交流センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定め、もって世代間交流の促進、市民の健康づくり及び子育ての支援並びに高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 多世代交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
龍ヶ崎市多世代交流センター	龍ヶ崎市3543番地

(施設)

第3条 多世代交流センターの施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) パブリックスペース
- (2) コミュニティホール
- (3) ミーティングルーム
- (4) キッチンスタジオ

(事業)

第4条 多世代交流センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 世代間交流の促進に関すること。
- (2) 健康づくりの支援に関すること。
- (3) 子育て支援に関すること。
- (4) 福祉の増進及び介護予防に関すること。
- (5) 講座、イベント等の開催に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理運営上必要と認める事業
(開館時間及び休館日)

第5条 施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

- (1) 開館時間 午前9時から午後9時まで
- (2) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで
(利用の許可)

第6条 施設を利用する者は、あらかじめ市長に対し申請し、施設の利用の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合にあっては、施設を利用する際に同項の規定による申請及び許可に係る手続を省略することができる。

3 市長は、第1項の許可をするときに、施設を利用する者に対し、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第7条 市長は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 次条各号に規定する行為に該当するおそれがあると認められるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が施設の利用を不相当と認めるとき。

(行為の禁止)

第8条 多世代交流センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公衆の衛生を害する行為
- (2) 他の利用者に危害を及ぼし、又は他の利用者の迷惑となる行為
- (3) 施設又はその附属設備若しくは備品（以下「附属設備等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失する行為
- (4) 許可のない広告物の掲示若しくは配布、看板若しくは立て札の設置又はこれらに類する行為
- (5) 施設の管理上支障があると認められる行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が施設の設置目的に反するものとして特に禁止する必要があると認める行為

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、多世代交流センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、利用を停止し、若しくは制限し、又は退館を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 第6条第3項の規定により付された利用の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上特に支障があると認めるとき。

(使用料)

第10条 第6条第1項の規定により利用の許可を受けた者（同条第2項の規定により当該許可に係る手続を省略された者を含む。以下「利用者」という。）は、別表第1に定める施設の使用料を市長に納付しなければならない。

2 施設の利用の際に、併せてその附属設備等を使用する者は、規則で定めるところにより、当該附属設備等の使用料を市長に納付しなければならない。

3 前2項の使用料（以下「施設使用料等」という。）は、前納とする。ただし、市長が特に認める場合にあっては、この限りでない。

(施設使用料等の減免)

第11条 市長は、公益上特に必要があるときその他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、施設使用料等を減額し、又は免除することができる。

(施設使用料等の不還付)

第12条 既に納付された施設使用料等は、還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めによらない事由により利用できなかったとき。
- (2) 利用者が規則で定める期間内に当該利用許可の取消し又は変更を申し出たとき。
- (3) その他市長が施設使用料等を還付することに相当の理由があると認めたとき。

(設備の変更等の禁止)

第13条 利用者は、施設に特別の設備を設置し、若しくは変更し、又は施設の備品を用途目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、施設の利用の許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設の利用を終了したときは、利用した施設を原状に回復しなければならない。第9条の規定により利用の許可を取り消され、利用を停止され、若しくは制限され、又は退館を命じられたときも同様とする。

(損害賠償)

第16条 利用者は、施設の利用に際しその責めに帰すべき理由により施設又は附属設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特に適当と認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けた上で、施設の開館時間及び休館日を変更することができる。

3 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条、第6条から第13条まで、前条及び第20条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期日前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請及び利用の許可は、それぞれ当該指定管理者に対する許可の申請及び当該指定管理者による利用の許可とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 施設の利用の許可等に関する業務
- (3) 施設使用料等及び指定管理者が行う事業の利用に係る料金の徴収に関する業務
- (4) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に定める業務

(利用料金の收受等)

第19条 第17条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条の規定にかかわらず、指定管理者は利用者から納入される利用料金を自ら収入として收受することができる。この場合において、同条第1項から第3項までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第1項中「別表第1に定める施設の使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3項中「使用料（以下「施設使用料等」という。）」とあるのは「利用料金」と、第11条及び第12条中「施設使用料等」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 利用料金は、第10条第1項に規定する使用料の額を限度として、市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

(市の免責)

第20条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に定める利用者の義務の不履行による事故等の責任については、一切の責任を負わない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項並びに付則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第17条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 第6条の規定による許可を受けようとする者は、施行日前においても、その利用の申請に関し必要な行為をすることができる。

4 前項の規定による利用の申請があった場合には、施行日前においても、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において、第6条の規定による許可を受けた者とみなす。

(重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例の一部改正)

5 重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例（平成13年龍ヶ崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 重要な公の施設 (1) } ~ } 省 略 (29) } (30) 龍ヶ崎市多世代交流センター	別表第1（第2条関係） 重要な公の施設 (1) } ~ } 省 略 (29) }

別表（第10条関係）

種別	利用単位	料金
パブリックスペース（10㎡につき）	1時間	300円
コミュニティホールA	1時間	1,000円
コミュニティホールB	1時間	800円
ミーティングルームA	1時間	400円
ミーティングルームB	1時間	400円
ミーティングルームC	1時間	400円

キッチンスタジオ	1 時間	1, 5 0 0 円
----------	------	------------

備考

- 1 施設を営利宣伝の目的として利用する場合は、利用料金の100分の150に相当する額を加算する。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合は、これを切り上げるものとする。
- 3 上記利用料金には、消費税が含まれる。